



長野県報

9月25日(木)
令和7年
(2025年)
第645号

目次

規則

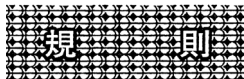
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）…………… 1

公告

土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）…………… 2
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）…………… 2
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）…………… 2
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）…………… 2
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）…………… 3
特定調達契約に係る落札者の決定（産業人材育成課）…………… 4

訓令

長野県職員服務規程の一部改正（人事課）…………… 4



規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和7年9月25日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第17号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「による」を「による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に、「日に」を「日の介護時間に」に、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条の2を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(職員に対する意向確認等を行う期間)

第11条 条例第16条第2項の人事委員会が定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第8条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第2号中「第12条第5項」を「第14条第5項」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(第3項変更に関する証明書類の提出)

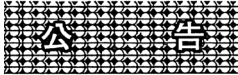
第9条 任命権者は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下この条において「第3項変更」という。）をしない

ければ条例第23条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

人事委員会事務局



公告

令和 7 年 8 月 18 日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。
令和 7 年 9 月 25 日

長野県上伊那地域振興局長 池 上 安 雄

農地整備課

公告

東御市所沢川水系土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。
令和 7 年 9 月 25 日

長野県上田地域振興局長 合 津 俊 雄

理 事

新 任

氏 名	住 所
中 澤 小百合	東御市滋野乙2262番地 6

退 任

氏 名	住 所
柳 沢 涼 子	東御市祢津357番地 2

農地整備課

公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。
令和 7 年 9 月 25 日

長野県上伊那地域振興局長 池 上 安 雄

理 事

退 任

氏 名	住 所
新 井 義 彦	駒ヶ根市赤穂13132番地 1

農地整備課

公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。
令和 7 年 9 月 25 日

長野県上伊那地域振興局長 池 上 安 雄

理 事

新 任

氏 名	住 所
白 鳥 政 徳	上伊那郡箕輪町大字福与1804番地 1